

「第2次男女共同参画行動計画」の体系表

基本目標	施策の方向	取り組むべき施策	重点	施策・事業 (黒網掛け箇所は重点事業)	
基本目標Ⅰ	男女共同参画の意識づくり	(1)男女共同参画の理解を促す 広報・啓発活動	1	男女共同参画推進月間の実施	
			○ 2	ときめく未来へ参画会議の開催	
			3	男女共同参画に関する情報提供	
			4	ふれあいのある家庭づくり事業の実施	
			5	市職員への啓発	
			○ 6	男女共同参画推進講座の開催	
			7	若者への学習機会の提供	
	2 男女共同参画の視点に立った教育の推進	(1)男女共同参画の視点に立った 家庭教育支援の充実	○ 8	家庭教育に関する意識啓発事業の実施	
			9	家庭教育に関する学習機会の提供	
			6	男女共同参画推進講座の開催(再掲)	
		(2)男女共同参画の視点に 立った学校教育の推進	10	人権(男女平等)教育の推進	
			○ 11	男女共同参画教育参考資料を活用した教育の実施	
			12	若者への性教育の充実	
			13	教職員を対象とした男女平等教育の研修の促進	
基本目標Ⅱ	男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに 参画できる環境づくり	(1)雇用環境の整備と働き方の見 直しの促進	14	事業者向け啓発事業	
			○ 15	事業者訪問の実施	
			16	ワーク・ライフ・バランスに向けた環境整備支援	
			17	男女共同参画推進事業者の顕彰・認証・優遇	
			18	勤労者向け啓発事業	
		(2)仕事と家庭生活などとの両立 支援の推進	19	保育園・幼稚園における多様な保育サービスの提供	
			○ 20	地域における子育て支援活動の充実	
		(3)家庭生活における男女共同参 画の促進	21	高齢者等の介護支援の充実	
			○ 22	男性の家庭生活への参画促進事業	
			4	ふれあいのある家庭づくり事業の実施(再掲)	
		(4)地域活動における男女共同参 画の促進	8	家庭教育に関する意識啓発事業の実施(再掲)	
			9	家庭教育に関する学習機会の提供(再掲)	
			○ 23	男性の地域活動への参加・参画促進	
		(5)女性の多様なチャレンジへの 支援	24	女性の視点を反映した地域づくりの促進	
25	地域活動の担い手育成				
○ 26	女性の再就職支援				
27	女性の起業支援				
基本目標Ⅲ	4 女性に対する暴力根絶への取 組	(1)女性に対する暴力 防止のための啓発	28	女性の政策・方針決定過程への参画促進	
			29	女性の人材育成と活用	
			○ 30	女性に対する暴力防止のための啓発	
			○ 31	DV根絶強化月間の実施	
			32	配偶者暴力相談支援にかかる基本計画の策定と推進	
			○ 33	配偶者暴力相談支援センターの設置と機能の充実	
			30	女性に対する暴力防止のための啓発(再掲)	
	(2)配偶者からの暴力の被害者へ の支援体制の強化	31	DV根絶強化月間の実施(再掲)		
		34	関係機関との連携		
		5 男女の生涯に わたる健康づくり	(1)ライフステージに応じた健康支 援	○ 35	男女の年代ごとの健康支援

「配偶者からの暴力対策基本計画」の体系表

基本目標	施策の方向	取り組むべき施策	重点	事業 (黒網掛け箇所は重点事業)			
基本目標Ⅰ	DVを許さない 意識づくり	1 DVの未然防 止対策を推進す る。	(1)DV防止に向けた啓発の充実	1 DV防止啓発事業の実施			
			○ 2	若者へのデートDV防止啓発事業の実施			
			○ 3	DV根絶強化月間の実施			
			4	人権啓発事業の実施			
			○ 5	男女共同参画啓発事業の実施			
			6	学校における人権教育・男女平等教育の実施			
			7	学校における性と健康に関する教育の実施			
基本目標Ⅱ	2 相談体制の 充実を図る。	(3)相談窓口の周知の強化	○ 8	相談窓口の広報活動の充実			
			9	外国人に対する相談窓口の周知			
			○ 10	相談体制の充実			
			11	外国人等への相談の配慮			
			12	法的手続等における助言・支援			
			13	警察との連携強化			
	3 被害者の安全 を確保する。	(4)配偶者暴力相談支援センター の相談機能の充実	(5)緊急時における被害者の安全 確保	14	県婦人相談所との情報共有・連携強化		
			(6)一時保護における関係機関との 連携	15	一時保護者への支援		
			4 被害者の自 立支援の体制を つくる。	(7)被害者の自立に向けた各種情 報の提供	16	就労・日常生活・各種手続等の情報提供	
					17	行政情報等の提供の充実	
					○ 18	被害者の居場所の整備	
					19	住宅確保に向けた支援	
20	就労準備に向けた支援						
21	心と体の健康回復に向けた支援						
基本目標Ⅲ	実効性のある自立 支援体制づくり	(8)被害者の自立に向けた各種生 活支援	22	福祉施策等を活用した支援			
			○ 23	共通相談シートを活用した同行支援			
			○ 24	子どもの心の回復に向けた交流事業の実施			
			25	子どもの心のケア・発達支援のための関係部署 ・関係機関との連携			
			26	就学における支援と配慮			
			27	保育園入所における配慮			
			28	保育士対象のDVに関する研修の実施			
			基本目標Ⅳ	5 関係機関等と 連携・協働によ り、DV対策を 推進する。	(9)被害者の子どもの心のケアや発 育・就学等に関する支援	○ 29	関係職員の窓口対応の向上
						30	関係部署との情報共有・連携強化
			基本目標Ⅳ	進DV対策の推 進	(10)関係部署・関係機関等との連 携強化	○ 31	関係機関等との情報共有・連携強化
○ 32	民間シェルターとの連携						
33	被害者支援ボランティア等との連携						